

火薬類の製造にかかる技術基準の特則対象項目の拡大について

平成27年3月4日
商務流通保安G
鉾山・火薬類監理官付

1. 改正の概要

火薬類取締法の定置式製造施設については、当該施設の保安を確保するため施設の位置、構造及び設備にかかる技術基準（以下「設備等の技術基準」という。）（火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第4条第1項）及び製造の方法にかかる技術基準（以下「製造方法の技術基準」という。）（規則第5条第1項）が規定されている。

これらの技術基準については、経済産業大臣が土地の状況及びその他の関係により危険の虞がないと認めたものに限り、認めたものを技術基準とすることができる（以下「特則」という。）規定がある。しかしながら、特則を認めることができる技術基準の項目が、定置式製造設備の技術基準47項目中20項目、定置式製造設備の製造方法の技術基準40項目中5項目と限定的となっている（規則第4条第3項、規則第5条第3項）。特則を認められない技術基準項目については、そのスペックや方式が明示的に規定されている仕様規程となってもあるため、最近の新たな技術を利用した設備や製造方法を用いる事ができないとの指摘がなされている。また、これらの技術基準項目は、大量の火薬や爆薬を取り扱うことを念頭において策定されていることから、少量の火薬類を使用した火工品を製造する場合に適用しにくいとの指摘がなされている。これらの課題を解決するため、規則第4条第3項及び第5条第3項を改正し、特則を認めることができる技術基準の項目を拡大する。

2. 改正の必要性

これまでの特則を認めてきた項目は、製造施設の実態等から当該基準をそのまま適用しなくても安全が確保され得る項目（例：製造所内のディーゼル車の基準など）について、順次特則を認められる項目としてきた。

しかしながら、火薬類の応用分野の拡大や製造工程の多様化に伴い、個々の製造所毎の技術基準以外の施設・設備、方法での保安の確保について、確認する事が困難となってきており、近年は特則対象の項目について見直しが進んでい

このように安全が確保可能な方法が確立していることをもって一つ一つ項目を追加するこれまでの進め方では、技術革新や産業実態の変化への迅速な対応

が困難である。

一方特則の承認手続きは、個別に事業者の申請を受け、経済作業大臣が有識者の意見を聴取するなど個別に安全を確認して承認を行う制度である。

このため、現在の技術や今後の技術革新等にも対応可能とするとともに、少量の火薬類を扱う製造業者に対応するため、特則を認められる技術基準の項目を包括的に拡大することが必要。

3. 改正の内容

(1) 新たに特則を認めることとする技術基準項目の考え方

①技術基準項目の構成

設備等の技術基準（規則4条第1項）及び製造方法の技術基準（第5条第1項）に規定されている項目のうち、現行規則において特則を認めることのできない項目は、以下のイからホに区分に分類される。

イ. 火薬類等の製造全般にかかる原理・原則を定めた項目

例：第5条第1項第4号 危険工室内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。

ロ. 火薬類等の特定の製造工程を想定し、当該製造工程での原理・原則を定めた項目

例：第4条第1項第23号 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室内には、ガスの発散装置を設けること。

ハ. 火薬類等の特定の性状等を想定し、全ての火薬類の製造の原理・原則を定めた項目

例：第4条第1項第12号 危険工室内の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

○土砂類のはく落、飛散を防ぐ構造

→粉末状の火薬・爆薬に土砂が混入し、今後の混合工程での発火等を予防

○床面には鉄類を表さないこと

→火薬・爆薬が露出している状態で、鉄と摩擦や打撃による火花が発生することによる火薬類の発火を予防

ニ. 技術基準項目中で、柔軟性が認められている項目

例：第4条第1項第14号 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据え付けないこと。ただし、爆発又は発火をおこすおそれのない場合には、この限りではない。

ホ. 設備、方式、数量、条件等の仕様が規定されている項目

例：第5条第1項第7号 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

②新たに特則を認めることとする技術基準項目の考え方

新たに特則を認める技術基準項目については、①の区分毎に以下の通りとすることとする。

- 1) イ. 火薬類を取り扱うための原理・原則を定めた項目及びロ. 火薬類等の特定の製造工程を想定し、当該製造工程での原理・原則を定めた項目については、保安を確保するために必要な技術基準項目であり、そもそも特則になじまないため、特則の対象とはしない。
- 2) ハ. 火薬類等の特定の性状等を想定し、全ての火薬類の製造の原理・原則を定めた項目については、火薬類等の性状等によっては、当該項目が保安角ををすための原理・原則となり得ない場合もあることから特則の対象とする。
- 3) ニ. 技術基準項目中で、柔軟性が認められている項目については、特則になじまないため、特則の対象としない。
- 4) ホ. 設備、方式、数量、条件等の仕様が規定されている項目については、新たな技術や設備でも当該技術基準項目の目的を達成しうる可能性があること、火薬類の量や性状等によってこれら仕様を変更しても当該技術基準項目の目的を達成しうることから、特則の対象とする。

(2) 具体的に特則を認めることとする技術基準の項目 (案)

技術基準項目を、(1)のイからハに分類し、新たに特則に追加するイー2及びハに該当する項目を網かけしたものを、別紙1 (第4条関係)、別紙2 (第5条関係)に示す。

4. 今後のスケジュール (案)

- | | |
|-----------|----------------------|
| 3月 4日 | 産業火薬保安WG・煙火保安WG合同委員会 |
| 3月18日 | 火薬小委員会 |
| 4月上旬～5月上旬 | 省令案のパブリックコメント募集 |
| 5月下旬 | 省令改正の制定 |

(参考) 技術基準の特則を認める手続きの一般的な流れ

1. 申請手続き

特則承認を申請する者が以下の書面を経済産業大臣に提出。

(1) 特則承認申請書

申請者氏名、本社所在地、製造所所在地、特則を受ける事項、特則を受ける施設等を記載した鑑

(2) 特則承認申請明細書（主に次の事項を記載する）

①特則承認の内容

- ・特則承認を受けようとする施設
- ・特則承認の内容（技術基準項目（条項号）毎にどのような基準としたいのか）

②特則承認の申請理由

特則承認を受けなければならない理由

③保安上支障がない理由

①の特則承認の内容に記載の技術基準項目毎に、保安上支障がない理由を科学的データ等証明する根拠を添付して記載。

④上記①及び③に関連する図面及び資料

2. 申請を受理した後の鉱山・火薬類監理官付の対応

(1) 内容の審査

(2) 内容が適正と判断した場合は、必要に応じ特則検討WGで安全性の検討

※過去に同様な内容で特則承認をした案件については特則検討WGでの審議を省略。

(3) 特則検討WGにおける委員の指摘を踏まえ、申請の内容が保安上支障がないと結論に達した場合には、特則の承認を行う。

製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準関係(第4条第1項関係)

別紙1

号	製造の技術基準項目	現行規則での特則の可否	技術基準の意味・目的	今後特則を認めることができるようになるか否か	技術基準項目の区分	理由
1	・火薬類の製造所である旨の標識の掲示 ・爆発及び発火に関し必要な掲示板の設置 ・製造所内に危険区域を定める ・境界柵等が危険区域が明確に判別できる措置 ・危険区域付近に警戒札を設置	否	製造所の標識:火薬の製造をしていることを知らせる 掲示板:爆発及び発火時の措置等を従業員等に知らせる 危険区域:爆発・火災等による危険性が高い区域 境界さく等:不用意に危険区域に入ることを抑制 警戒札:危険区域付近の火気等の使用を制限	可	ホ	標識、掲示板、警戒札が設備の指定。他の周知方法でもよいと考えられる。 火薬類の発火の影響が極めて限定的であれば工室の一部を危険区域に指定する方法もあり得ると考えられる。
2	危険区域内に作業上やむを得ない施設以外の設置禁止	否	危険区域内で従事する者を最小化	可	ハ	製造する火薬類の種類、量により、制限不要の場合もあり得る。
3	危険区域の境界柵が森林内に設けられた場合の防火用空地(幅2m)の確保	否	森林火災による危険区域への延焼防止	可	ホ	防火の方法が空地に限定。自動放水設備など空地以外の方法もあり得る。
4	危険工室の保安距離	可				
4.2	危険工室との保安間隔	可				
5	危険区域内のボイラー等設置	可				
5.2	煙火製造工場の金属粉の貯蔵制限	可				
6	爆発工室の構造(別棟、放爆)	可				
7	爆発工室又は一時置き場の土堤等の設置	可				
7.2	煙火製造所の土堤等の設置	可				
7.3	危険工室等の避雷装置	可				
8	発火工室の構造(別棟、耐火構造)	可				
9	発火工室と他の施設間に防火壁などの延焼遮断措置の設置	否	発火工室で発火した場合の延焼防止	可	ハ	発火工室内で扱う火薬類の種類、量により、発火が小規模で工室内にとどまると考えられる場合には当該措置が不要となる場合もあり得る。
9.2	危険工室内の発火の危険のある設備に対して必要に応じ消火設備を設置	否	危険工室内で発火した場合の初期消火のため必要があれば設置	否	ニ	「必要に応じて」の考え方の整理で柔軟に対応可であり、特則にはなじまない。
9.3	無煙火薬の一時置場に告示で定めるスプリンクラーの設置義務	否	無煙火薬の自然発火による災害防止	可	ホ	設備が告示で定める基準を満たすスプリンクラーに限定。その他放水銃による散水などもあり得る。
10	危険工室の付近に貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備の設置義務	否	危険工室付近の火災の消火	可	ハ	工室が防火構造である場合や、取り扱う火薬類の種類・量が比較的火気により容易に発火しない場合や、工室内の設備に一切可燃物が無い場合など、不要とできる場合もあり得る。

11	危険工室のドア・窓は原則外開き等	可				
11.2	無煙火薬の一時置場の窓への暗幕等の遮光措置	否	無煙火薬の日光による温度上昇による自然分解抑制	可	ホ	「窓への遮光措置」に限定。 一時置場の温度管理がなされている場合、貯蔵中の包装が遮光機能を有し、かつ、直射日光が当たっても温度の上昇を抑制する機能がある場合などは、不要とできる場合もあり得る。また、一時置場での停滞量及び一時置場の構造によっても不要な場合があり得る。
12	危険工室の内面の土砂の剥落や飛散の防止措置と床面の鉄類禁止	否	①内面から土砂等の落下防止：火薬・爆薬への土砂混入防止 ①床面から鉄類を排除：鉄と鉄の摩擦による火花防止	可	ハ	①火工品のみを扱い土砂混入が安全性に影響がない場合等ば不要となる場合があり得る。 ②火花による発火が想定されない火薬類であれ等不要となる場合があり得る。
13	危険工室の床面を柔らかく	可				
14	危険工室内の原動機及び温湿度調整装置の設置禁止。ただし、爆発又は発火を起こす虞のない場合にはこの限りではない。	否	原動機又は温湿度防止装置による火花、加熱等による火薬類の発火を防止するため。ただし防爆型等の措置があれば設置可能	否	ニ	現行でも、「爆発又は発火を起こすおそれがない場合」の解釈により、柔軟に対応可能であり、特則にはなじまない。
14.2	無煙火薬存置場所への温湿度記録計の設置及び温度(40度以下)・湿度(75%以下)管理義務。 温湿度調整装置を設置する場合は防爆性能を有すること。	否	無煙火薬の自然分解抑制のための、温湿度管理 温湿度調整装置の防爆化による発火源の排除	可	ホ	温度40度以下、湿度75%以下に限定。 保存容器等の工夫により室内温度や湿度変化にも火薬に影響を与えない可能性がある。
15	危険工室内の機械の構造 ①やむを得ない場合の他鉄と鉄の摩擦のないものを使用 ②摩擦部は滑剤を塗布 ③動揺の防止、火薬類の進入の防止措置	否	①機械等の鉄と鉄の摩擦による発火の防止 ②機械の動揺による部品等の混入の防止 ③機械等内に火薬類の浸透を防止	可	ハ	火工品など火花で発火しないものは、鉄と鉄の摩擦があってもよい場合があり得る。火薬の粉が発生しないものは、潤滑部への火薬類の粉末の付着、進入を防ぐ構造を不要な場合もあり得る。
16	危険工室の暖房装置の要件 ①熱源は蒸気、熱気、温水 ②燃焼しやすい物と隔離 ③表面に火薬類等の付着防止措置	否	加熱による発火、火薬粉塵の蓄積による発火の防止	可	ホ	暖房の熱源が、蒸気、熱気又は温水に限定。 完全に火薬類が外装で包まれた火工品などを扱う工室等、電気による床暖房やエアコンも認め得る。
17	危険工室内のパラフィン槽の温度が120℃を超えないようにするための温度測定装置を備えた安全装置	否	パラフィン槽が過熱して火薬類が発火することを防止	可	ホ	120℃と温度の限定がある。 火薬類の種類や使用するパラフィンの性状によっては、120℃以上でも安全が確保できる可能性があり得る。
18	危険工室等の照明装置等	可				
19	危険工室内の機械等の接地	否	落雷時、静電気の帯電時、漏電時に火薬類の発火を防止するため。	可	ホ	静電気等対策として「接地」に限定。 設備と火薬類の放電による発火の予防として設備、床、作業員等が同電位になるような方法でも対応可能な場合があり得る。
20	危険工室の停滞量等の掲示板による掲示	否	工室内に存置可能な火薬類の量などを明確にするため。	可	ホ	掲示板以外でも、規定された停滞量等の情報を従業員等が確認できる手段があり得る。

21	危険工室に面した木造建築物の耐火的措置	否	危険工室に面した木造建築物への延焼防止	可	ホ	木造建築物側に耐火的措置を施すことに限定。 危険工室と木造建築物の間に防火壁等を設置することでも目的が達成しうる場合があり得る。 危険工室で想定される火災の程度によっては措置不要となる場合もあり得る。
22	火薬類が飛散するおそれのある工室の壁、天井の隙間を無くす構造、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置	否	火薬類が工室の壁や天井の隙間からの進入・堆積することによる発火等の事故を防止 飛散した火薬類の粉を水洗で除去可能な構造にすること	可	ホ	「水洗に耐え表面が滑らかになるような措置」に限定。 水洗以外でも飛散した火薬類を掃除しやすい構造があり得る。
22.2	火薬類又は原料の粉じん防止措置	否	飛散した火薬類による発火や、原料による粉じん爆発等の防止	否	□	火薬類の粉塵や原料の粉塵が発生する工室における保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
22.3	温度変化が起こる装置における温度測定装置	否	反応温度、設備の温度を確認し発火を防止	否	□	温度の変化が起こる装置における保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
22.4	火薬類の加圧設備の安全装置	否	火薬類の過加圧による発火防止	否	□	火薬類の加圧をする設備における保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
22.5	静電気が発生し、爆発等がおこるおそれのある設備の静電気除去措置	否	静電気の帯電による発火防止	否	□	静電気が発生するおそれがあり、爆発等のおそれがある設備の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
22.52	雷薬等の危険工室の床、作業台等の接地	否	静電気の帯電による発火防止	否	□	雷薬等を取り扱う工室における保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
22.6	工室入り口の静電気除去設備	否	静電気の帯電による発火防止	可	ホ	静電気除去設備の設置が「工室入り口」に限定。 火薬類と触れる前に静電気を放電する措置など、他にも当該目的を達成する方法があり得る。
23	可燃性ガス等が発生する工室の排気装置	否	工室内の可燃性ガス、有毒ガスの滞留防止	否	□	可燃性ガス・有毒ガスの発生する工室内の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
23.2	火薬類乾燥工室の設置	可				
24	火薬類乾燥工室の設備基準	可				
24.2	日乾場の高さ	可				
24.3	日乾場所の距離、防爆壁	可				
24.4	日乾後の火薬放冷設備	可				
25	爆発試験場等の防火壁、防火措置	可				
26	火薬類等の運搬容器	可				
26.2	無煙火薬の一時保管容器	可				
27	危険区域内の運搬車	可				
28	運搬通路の基準(平坦、勾配1/50以下)	否	運搬通路における運搬車の振動や暴走による事故の防止	可	ホ	勾配が1/50以下に限定。 運搬車に速度調整装置がついている場合など、勾配が急であっても保安を確保できる場合があり得る。

製造設備の製造方法の基準関係(第5条関係)

別紙2

号	製造の技術基準	現行規則での特則の可否	技術基準の意味・目的	今後特則を認めることができるようになるか否か	技術基準項目の区分	理由
1	煙火等については、一日の最大生産数量及び一箇月の最大生産量、組成、構造を、その原料火薬・爆薬については配合比と一日の最大生産量を定め、その範囲内で製造すること。	否	火薬類の製造を計画的に行うこと、能力以上の製造を行わせないことで、安全性を確保	否	イ	火薬・爆薬の配合比、最大製造数量等は許可事項であり、特則は認められない。
1.2	煙火等以外の火薬類について、火薬・爆薬については配合比を、火工品については構造、組成及び一日の最大生産数量を定め、その範囲内で製造すること。	否	火薬類の製造を計画的に行うこと、能力以上の製造を行わせないことで、安全性を確保	否	イ	火薬・爆薬の配合比、最大製造数量等は許可事項であり、特則は認められない。
1.3	可塑性爆薬の告示で定める検出薬の配合義務	否	可塑性爆薬の検出を容易にするため	否	ロ	条約に基づく措置なので特則は認められない。
2	危険区域内への作業に必要な者等以外の立入禁止	否	危険な場所への立ち入る者を制限	否	イ	危険区域の範囲は自ら設定し許可を受けた事項であるため、特則は認められない。
3	危険工室内の人数制限	可	危険な場所への立ち入る者を制限			
4	危険区域内での酒気帯び作業禁止	否	酒気帯び作業による事故防止	否	イ	火薬類取扱の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
5	危険区域内での作業は静粛かつ丁寧にすること	否	雑な取扱による事故防止	否	イ	火薬類取扱の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
6	工室内は常に清潔に清掃し、強風時に砂塵の飛翔を防止するため工室の付近への散水など適切な措置	否	火薬類に砂礫等不純物等混入による発火防止	可	ハ	完全に火薬・爆薬が密封された火工品のみを扱う場合等、砂礫等の混入による発火が想定されない場合もあり得る。
7	危険工室等への携帯電灯以外の灯火の携行禁止	否	火気による火災等の防止	可	ホ	携帯電灯に限定。 携帯電灯以外の火気を用いない携帯照明もあり得る。
8	危険工室等及びその付近への爆発・発火・燃焼しやすい物質の堆積禁止	否	危険工室等での事故発生時又は事故発生可能性の低減	可	ハ	製造工程で必要なもので、安全性が確保される措置が講じられている場合は認め得る。
9	危険工室等の告示で定める停滞量等の遵守	可	火薬類の被害の最小化			
10	火薬類の製造上特に温度に関係する作業については、温度範囲を設定し、当該温度範囲で作業をすること	否	製造中の火薬類の温度上昇等による発火・爆発防止	否	ニ	温度範囲は自ら設定可能であり、特則にはなじまない。

10.2	日乾後放冷が必要な火薬類は、集積することなく、 <u>規則4条第1項第24号の4の規定により設けられた設備</u> で常温まで放冷した後でなければ日乾場から他の場所に移動してはならない	否	火薬類の熱による発火の防止	可	ホ	放冷方法が「 <u>規則4条第1項第24号の4の規定により設けられた設備</u> 」に限定されているが、それ以外の放冷方法もあり得る。
11	危険工室内の機械・器具・容器は、常に機能を点検し、手入れを怠らないこと。	否	機械類の故障等による、火薬類の発火・爆発の防止	否	イ	火薬類取扱の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
12	危険工室内の機械・器具・容器を修理する際の基準 ①必ず工室外で機械等に付着した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。 ②やむを得ず工室内で修理する場合は、室内の危険物を安全な場所に移すなど必要な措置を講じた後に着手すること。	否	機械類の修理中における、火薬類の発火・爆発防止	可	ハ	工室内で取り扱う火薬類が、火薬が密封された火工品のように機械に火薬・爆薬が付着しない場合や、火花や衝撃等に十分耐性を有しているなど、保安が確保できると考えられる場合は認めることもあり得る。
13	危険工室等の改築・修理時にはあらかじめ危害予防の措置を講じること	否	飛散した火薬類による、発火・爆発の防止	否	イ	保安を確保するための基本的事項であり特則になじまない。
14	危険工室内での目的外作業の禁止	否	特定の作業に最適に設備された工室を用いることで保安を確保	可	ハ	工室内で取り扱う火薬類が微量の場合や、発火・爆発のおそれが低い安定した火工品である場合等は認めることもあり得る。
15	廃薬火薬類・不良火薬類の当日に廃棄すること。 ただし、 <u>強風等により安全な廃棄が困難な場合</u> には、廃棄処分が可能となった時点で速やかに廃棄すること。	否	廃薬等の長期保管による事故防止	可	ホ	「 <u>安全な廃棄が困難な場合</u> 」以外にも当日に廃棄しなくてもよい場合があり得る。
16	火薬類、その原料等の運搬時の扱い(衝突、転落、転倒等の防止)	否	運搬時の衝撃による火薬類又は原料による発火等の防止	否	イ	火薬類等の運搬時の保安を確保するための基本的事項であり特則になじまない。
16.2	蓄電池、ディーゼル運搬車の制限(火薬類飛散可能性のある工室、可燃性ガスの発散可能性のある工室)	可	火薬類への引火可能性の防止			
17	火薬類、油類の付着した布類等は、一定の容器で保管し、 <u>当日作業終了後に工室から搬出し</u> 、一定の場所で危害予防の措置を講じること。	否	付着火薬類又は油による発火防止	可	ホ	「 <u>当日作業終了後に工室から搬出し</u> 」と限定。 火薬類の種類によっては必ずしも当日に工室から搬出しなくても保安が確保できる場合があり得る。
18	火薬類の爆発・燃焼・発射試験又は火薬類の焼却はそれぞれ一定の場所で行うこと。	否	火薬類の爆発・燃焼等はそれぞれ、爆発試験場、燃焼試験場等専用の設備を設置して許可を受けたところで実施することにより、保安を確保。	否	イ	爆発試験等における保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
19	火薬類の製造試験は、専用の工室又は既存の工室の作業中止し製造試験専用 に転用した工室で行うこと	否	製造試験は危険の程度が平常作業を行う工室より高いため、試験専用の工室で実施することで、保安を確保。	否	イ	製造試験の際に保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。

19.2	火薬類の製造は一定の工室で行うこと。ただし、日乾場における日乾作業等については、この限りではない。	否	製造作業については、許可を受けた工室で行う事により、保安を確保。日乾し作業等、安全が確認され、限定列挙された作業については例外として認めている。	否	イ	製造所における保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
20	火薬類の包装方法(告示)	可	国連輸送勧告にあわせた包装方法を規定し、流通時の安全を確保			
21	内装容器、外装容器及び打揚煙火に対する火薬類の種類、数量等を表示。玩具煙火については、内装容器に使用方法を表示 ただし、全ての項目を表示できない場合は内装容器に関してはこの限りではない。	否	火薬類の輸送や流通過程での取り違いや数量管理を行いやすくするため。 玩具煙火の消費方法を消費者に伝達するため。	否	イ	製造された火薬類の流通時の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
24	外装容器への衝撃注意等の必要な注意事項を表示	否	火薬類の輸送等の取扱時の安全な取扱方法を周知するため	否	イ	製造された火薬類の流通時の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
25	一時置場に無煙火薬を貯蔵する場合の基準 外壁から30cm以上隔てる 枕木又はすのこをおいて平積み 高さは1.8m以下とする。	否	無煙火薬の一時置場の貯蔵方法を火薬庫と同様な方法に規定し、安全性を確保。	可	ホ	「外壁からの距離を30cm」、「枕木又はすのこ」、「高さは1.8m以下」と限定。一時貯蔵場所の構造等によって外壁からの距離は変更可能な場合があり得る。また、枕木又はすのこ以外にも床面と火薬類の間隔を保ち、通風を確保する方法もあり得る。
26	一時置場に無煙火薬を貯蔵できる期間(最大6ヶ月)	可	無煙火薬の一時置場への存置期間を制限し、自然発火等の事故を防止。			
27	製造作業終了後の工室への火薬類の存置禁止(やむを得ない場合は盗難予防の措置を講じること)	否	存置火薬類による発火等及び存置火薬類の盗難防止	否	ニ	「やむを得ない場合」の柔軟な解釈により対応可能であり、特則にはなじまない。
28	赤燐を使用する作業は他の工室と隔離した専用の危険工室で行い、専用の器具を使用	否	赤燐を使用する火薬類は敏感かつ威力が大きいため、保安確保のため当該作業は専用工室で行う。 赤燐は器具に付着しやすく取りにくいので他の用途に転用を禁止	否	ロ	赤リンを使用する製造所の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
29	マグネシウム粉等を含む火薬類の製造にあたっては水分による発火防止措置を講ずること	否	マグネシウム粉等の水による発熱・発火防止	否	ロ	マグネシウム粉等を使用する製造所の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
30	塩素酸塩又は亜塩素酸塩等を含む火薬等を取り扱う器具・容器はその旨を明記し、他の火薬・爆薬の取扱への転用禁止。	否	塩素酸塩、亜塩素酸ナトリウムの配合物が鋭敏であるため、器具を専用化し、誤って塩素酸塩との配合物ができないようにするため	否	ロ	塩素酸塩等を含む火薬類の製造所の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
31	球状の打揚煙火の外殻貼り付け後の外殻の穴空け禁止	否	煙火に穴空けすることによる爆発事故の防止	否	ロ	煙火製造所の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
31.2	直径10cm以上の球状の打揚煙火の伝火薬取付け	否	黒玉の地上での開発防止のため	否	ロ	煙火の安全性を高めるために必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。

31.3	球状の打揚煙火の割り薬に塩素酸塩を用いた火薬等を用いる場合の星との隔離	否	塩素酸塩と星に含まれる硫黄の接触により、危険性が大きくなることを防止。	否	□	煙火製造所及び煙火の安全性を高めるために必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
32	赤リンを取り扱う配合工室、鶏冠石と塩素酸カリウムを配合する工室は1日一回水洗掃除	否	感度の高い火薬類の蓄積による発火等事故を防止。	否	□	赤リンや鶏冠石等を使用する工室の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
33	薬紙、速火線に切断等の摩擦・衝撃を加える作業は少量ずつ行うこと。	否	切断時等に発火した際の被害低減	否	□	薬紙、速火線の取扱で保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
34	雷薬又は瀧剤の配合作業等の導電性器具の使用等	否	静電気による発火防止	否	□	雷薬、瀧剤の製造における保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。
35	手筒煙火の製造の方法の基準	否	手筒煙火の安全性確保	否	□	手筒煙火製造時等の保安確保上必要な事項を規定しているため、特則にはなじまない。